

議案第19号

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部一男

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元
年清水町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「12月31日から翌年の1月5日までの日」を「12
月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。